

# 設 計 書

## 市民生活課公務用自動車

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
車両価格※	本体価格 (別紙仕様書による)	1	台			
装備品※	(別紙仕様書による)	1	式			
諸経費等※	OSS申請代行費用 納車費用	1	式			
税金等	自動車重量税 自賠責保険料	1	式			非課税 非課税(25か月分)
	自動車税(環境性能割)	1	式			非課税
預り法定費用	検査登録届出費用	1	式			非課税
リサイクル関連費用	リサイクル預託金 リサイクル資金管理料金	1	式			非課税
					計	
					消費税	
					合計	

※入札書記載金額には、以下のもののみを記載すること。

車両価格、装備品、諸経費等

※次の費用は入札書記載金額には含めないものとする。

自動車重量税、自賠責保険料、自動車税環境性能割、検査登録届出費用、リサイクル預託金、リサイクル資金管理料金。  
ただし、契約金額には含めるため落札候補者は、費用の内訳の分かるものを発注者の指示に従い提出すること。

## 市民生活課公務用自動車 仕様書

1. 物品名 市民生活課公務用自動車
2. 数量 1台
3. 規格
- |      |   |
|------|---|
| 種別   | 軽トラック   |
| 想定車種 | ダイハツ ハイゼット (ジャンボ) 3BD-S510P                     |
| 寸法   | 全長 3,395 mm程度<br>全幅 1,475 mm程度<br>全高 1,885 mm程度 |
| 使用燃料 | 無鉛レギュラーガソリン                                     |
| 変速方式 | AT  |
| 駆動方式 | 四輪駆動  |
| 乗車定員 | 2人  |
| 車体色  | シルバー (詳細については、受注者と協議の上、決めるものとする。)               |
4. その他装備
- ① パワーステアリング
  - ② 運転席エアバッグ
  - ③ エアコン
  - ④ 運転席・助手席ドアバイザー
  - ⑤ 運転席・助手席サンバイザー
  - ⑥ フロアマット
  - ⑦ AM/FM ラジオ
  - ⑧ リアゲートチェーン
  - ⑨ 荷台マット (5 mm)
  - ⑩ スペアタイヤ又はタイヤパンク応急修理キット
  - ⑪ 標準工具類
  - ⑫ 省力パック (メーカーオプション)
  - ⑬ プロテクターパック (メーカーオプション)
  - ⑭ ドライブレコーダー (旧車体から移設)
5. 納入場所 胎内市新和町2番10号 (胎内市役所市民生活課)
6. 納入期限 令和8年3月27日  
※納入期限が間に合わない場合は、別途協議する。
7. 既存車両有無 有 ダイハツ ハイゼット 平成16年登録  
走行距離 82,000km
8. その他

① 納入物品は、全て新品・未使用品とし、関連法令及び最新基準に適合した製品であること。

製品の安全性及び品質保証については、社会通念上認められている機関等による適正基準等を満たした製品であること。

また、納入完了後の検査合格から 1 年以内（1 年以上の保証期間がある物品については、その保証期間とする。）に、正常な使用にかかわらず物品に不具合が生じた場合や、メーカー又は受注者の責任に帰する故障・破損、不良その他不具合が生じた場合は、速やかに無償で納入品の交換又は修理の処置をすること。

② 物品（付属品含む）の搬入、据付、固定、調整等が必要となる場合については、それらに要する雑消耗品、作業費、運搬料等一切の費用を見積金額に含むものとすること。

③ 次の費用は入札書記載金額には含めないものとする。

自動車重量税、自賠責保険料、自動車税環境性能割、検査登録届出費用、リサイクル預託金、リサイクル資金管理料金。

ただし、契約金額には含めるため落札候補者は、費用の内訳の分かるものを発注者の指示に従い提出すること。

④ 物品の納入にあたっては、担当課が指定する日時に搬入し、開梱のうえ設置するものとし、搬入、梱包材等の処分及び設置に関する一切の経費については、受注者の負担とすること。

⑤ 物品を納入するときは、施設設備を破損することのないよう配慮するとともに、万が一破損した場合は、受注者が負担し原状に復旧すること。

⑥ 同等品、廃盤若しくは製造中止等により参考品と異なる物品を納入する場合は、入札公告内の「設計図書等に対する質問及び回答」で示す受付期限までに応札する物品のメーカー、規格、型番及び定価等がわかるカタログ等を担当課に提出すること。結果については入札公告内の「設計図書等に対する質問及び回答」で示す方法にて回答する。

⑦ 試験運転、調整等を必要とする物品については、試験運転等を行い使用可能な状態で検査を受けること。また、必要に応じて取扱説明書等により説明指導を行うこと。

⑧ 支払条件は、物品の納品が完了した後に行う検査に合格した後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

⑨ 胎内市財務規則、同規則別記 3 の物品購入契約約款及び本仕様書に基づき履行するものとし、定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上決定するものとする。

#### ○問い合わせ

胎内市 市民生活課 生活環境係

TEL 0254-43-6111 (内線 1150)

FAX 0254-43-6132